

2.4 し尿の処理

(1) し尿の処理の流れ

練馬区地域防災計画では、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレの組合せにより災害用トイレを確保することとしています。このことから、災害時におけるし尿処理は、マンホールトイレによる処理と、使用済みの携帯トイレ・簡易トイレ（以下「使用済み携帯トイレ等」といいます。）の処理が原則となります。

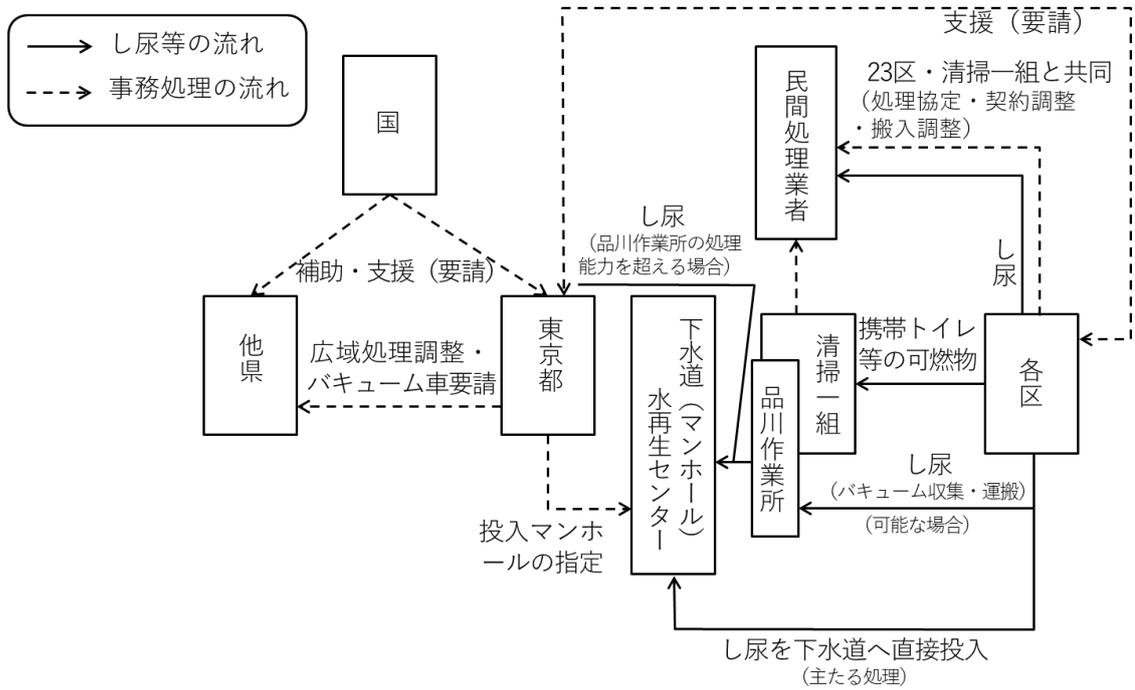
マンホールトイレを使用する場合、下水道処理がなされるため、特に収集等の対応は発生しません。しかし、発災時に上下水道の機能に支障がある場合、携帯トイレ・簡易トイレによるし尿の排出が見込まれます。発災時は使用済み携帯トイレ等の収集・運搬体制の構築、処理施設の確保が急務となります。

また、被害状況によっては仮設トイレ等を設置する場合もあるため、仮設トイレ等への対応も想定しておく必要があります。

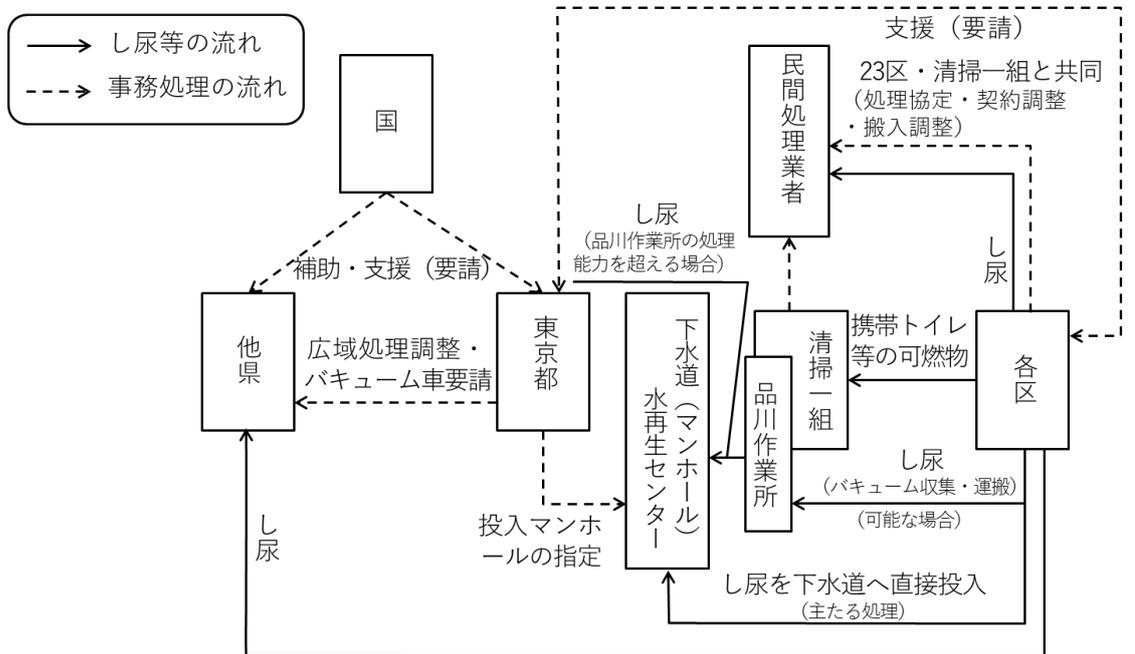
し尿処理の流れは図2-18のとおりです。

図 2-18 し尿処理の流れ

① 発災～1週間程度までの対応



② 発災～1週間程度以降の対応



(2) し尿の処理に係る発災初動期の対応事項

発災時、区では早期にし尿の排出方法、排出場所、排出量を推計し、東京都・協力協定事業者等と連携し、収集・運搬、処理体制を構築する必要があります。

し尿の処理の遅れは、公衆衛生・生活環境の悪化等、区民生活に影響を及ぼします。遅れが生じないよう災害時のし尿の処理対応について、発災初動期に対応すべき事項を整理すると、表2-12のとおりとなります。

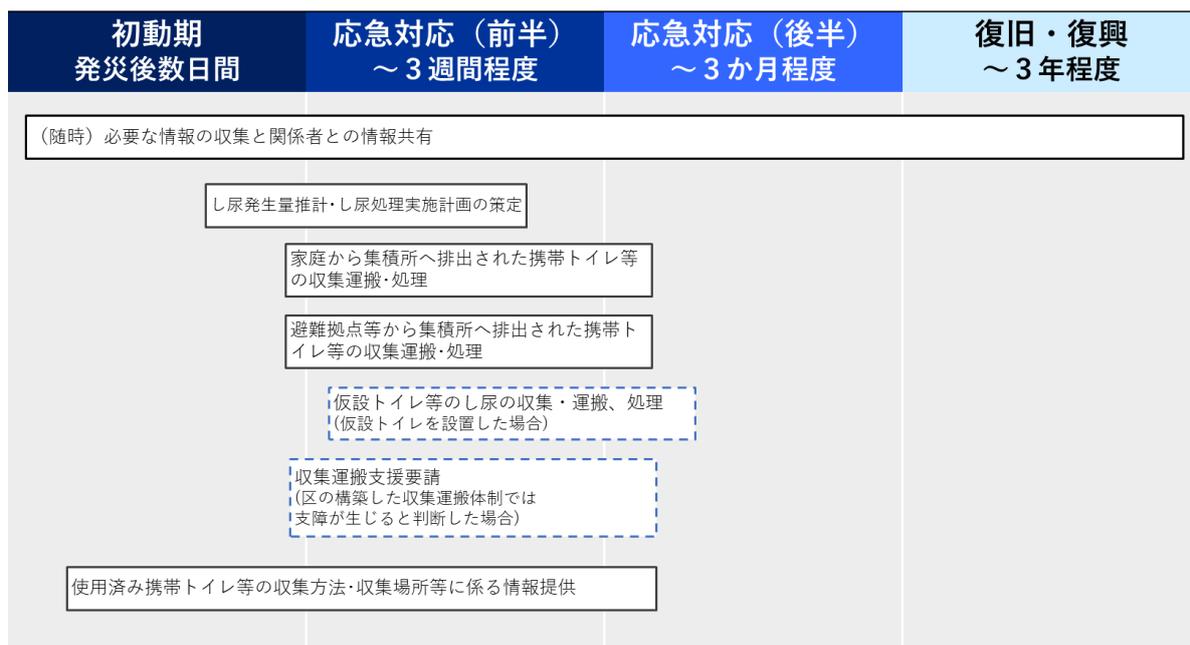
表 2-12 発災初動期の対応事項一覧

対応事項
・ 上水道設備の被災状況の情報収集
・ 下水道施設の被災状況・稼働状況の情報収集
・ 清掃一組管理施設の被災状況・稼働状況の情報収集
・ 民間し尿処理施設の被災状況・稼働状況の情報収集
・ 協力協定事業者等の被災状況の把握
・ し尿発生量推計・し尿処理実施計画の策定
・ 家庭から集積所へ排出された使用済み携帯トイレ等の収集・運搬
・ 避難拠点等から排出された使用済み携帯トイレ等の収集・運搬
・ 仮設トイレ等のし尿の収集・運搬、処理
・ 使用済み携帯トイレ等の排出方法等に係る周知

(3) し尿に係る対応事項

し尿の収集・運搬、処理の発災後における対応フローは図2-19のとおりです。

図 2-19 し尿の収集・運搬、処理の発災後における対応フロー



ア 発災時の対応

- ・ 災害対策本部等を通じて、区内の上下水道の被害状況、仮設トイレの設置状況等を確認します。
- ・ 東京都や特別区災害廃棄物処理対策本部等から提供されるし尿処理施設の被災状況、復旧見通し等の情報を集約します。
- ・ し尿の収集・運搬等に係る協力協定事業者等の被災状況等を把握します。
- ・ 収集した情報を基に、排出方法ごとのし尿の発生量を推計します。
- ・ し尿発生量の推計結果を踏まえ、必要な資機材（吸上車（バキューム車）、使用済み携帯トイレ等を収集するための車両等）の量や確保可能な資機材の量、収集計画を記載したし尿収集処理実施計画を策定します。
- ・ 必要な資機材は、協力協定事業者等からの調達を基本とします。ただし、区が確保できる資機材のみでは対応できない場合は、東京都に応援を要請します。
- ・ 使用済み携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集します。ただし、避難拠点等（光が丘団地のような中高層住宅が集積している場所を含みます。）では、大量の使用済み携帯トイレ等の排出が見込まれるため、他の可燃ごみとは分けて、使用済み携帯トイレ等のみを収集できる体制を構築します。収集した使用済み携帯トイレ等は、特別区災害廃棄物処理対策本部と調整の上、清掃工場等に搬入します。
- ・ 使用済み携帯トイレ等の排出場所・排出方法等について適宜検討し、区民

に情報提供を行います。

- ・ 仮設トイレ等が設置された場合は、仮設トイレ等の収集作業計画を策定し、協力協定事業者等の吸上車（バキューム車）により収集します。搬入先は原則として清掃一組が管理する品川清掃作業所としますが、被災状況、処理量、交通状況等に応じ、東京都が管理する水再生センターや指定マンホールに投入します。
- ※ 発災時は、資料編1「災害廃棄物等の発生量の推計方法」(3)を用いてし尿の収集量の推計を行う。

イ 平常時の対策

- ・ し尿の収集・運搬に関する支援が想定される協力協定事業者等と災害時における対応を協議します。
- ・ 避難拠点等における使用済み携帯トイレ等の分別ルールについて、避難拠点等の運営に携わる関係者とあらかじめ協議・調整します。

3.7 本処理計画の見直し

本処理計画の実効性を向上させるため、関連する計画の修正や法令改正があった場合は、本処理計画の見直しの必要性を検討し、適宜、修正・改定を行います。

表 3-5 本処理計画の見直しを検討する場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・練馬区地域防災計画が修正された場合・都の被害想定が更新された場合・関係法令（災害対策基本法、廃棄物処理法等）の改正や関連計画、災害廃棄物対策指針が改定された場合・災害時に発生する廃棄物処理の教訓や課題、対策事例等の情報を収集し、改善点が見られた場合・訓練等を通じて、本処理計画の内容に改善点が見られた場合・災害時に発生する廃棄物処理に関する区市町村間での協定や事業者との協定等の内容および実効性を確認し、本処理計画の内容に改善点が見られた場合・23区での共同処理に係る検討において、内容の変更等が生じた場合・その他、本処理計画の内容に影響がある各種見直しや社会情勢の変化があった場合等 |
|--|